

- RINYA -



林業労働力の確保の促進に関する 基本方針の変更について





令和4年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰

受賞者紹介

緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰とは、緑化推進運動の実施について、顕著な功績のあった個人又は団体に対し、内閣総理大臣が決定し、表彰を行うものです。

令和4年は13の個人・団体が受賞されました。受賞者の方々をご紹介します。
過去の受賞者については林野庁ウェブサイトをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson_ryokka/hyosyo/index.html



住友ゴム工業株式会社市島工場 (兵庫県丹波市)

同工場は、平成8年から敷地内の森林保全、緑化を図っており、

- ① 平成19年からは、準絶滅危惧種であるオオムラサキの幼虫がその葉を食べるエノキの木を育て、オオムラサキの保護活動を続けていること
 - ② 平成27年に社員の手でビオトープを設置し、専門家も交えて絶滅危惧種であるホトケドジョウの保護・生育に取り組んでいること
 - ③ 近隣の幼児を対象に、自然学習としてドングリ拾いやオオムラサキの鑑賞会等を実施し、地域交流・環境教育に継続的に取り組んでいること
- などが評価され、受賞されました。



▲ ホトケドジョウのためのビオトープ



▲ 園児の手にとまるオオムラサキ



2022
No.188



webアンケートにご協力をお願いします!

<https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/kouhou/202211.html>



CONTENTS

- 03 (特集) 林業労働力の確保の促進に関する基本方針の変更について
- 08 TOPICS 01 森林経営管理制度の普及に向けて 令和3年度末実績と林野庁の取組
- 10 TOPICS 02 第5回APEC林業担当大臣会合
- 12 森林環境譲与税を活用した取組 ～地球を潤す森林環境保全へのプロセス～Vol.8 小中学校の木質化による木に親しむ機会の創出
- 14 海外・現場最前線からのお便利 国際機関ではたらく
- 16 国有林野事業の取組 流木災害の対策としての独立基礎型流木捕捉工
- 18 TOPICS 03 林業・木材産業関連事業者の皆様へ マイナンバーカードはお持ちですか?
- 19 みどりの女神が行く!!

表紙の写真:

白神森林組合(秋田県) 提供:全国森林組合連合会



林業労働力の確保の 促進に関する基本方針の 変更について

林野庁 経営課 林業労働・経営対策室

はじめに

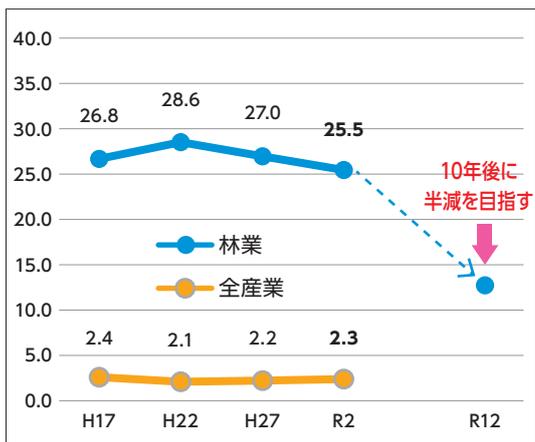
林業労働力の確保の促進に関する法律（以下「労確法」という。）では、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、都道府県が定める林業労働力の確保の促進に関する基本計画の指針となる林業労働力の確保の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更することとしています。

この度、平成22年に策定した基本方針について、林政審議会及び労働政策審議会への諮問・答申を踏まえて変更を行いましたので、その概要について紹介します。

前基本方針については、平成22年に変更されて以来10年以上が経過し、林業経営体や林業労働者を取り巻く情勢にも変化が見られています。具体的には、人工林資源の充実を背景に主伐への対応や伐採後の再造林の推進が課題となってきたこと、スマート林業やエリートツリーの普及、伐採と造林の一貫作業システムの導入など新たな技術への対応が必要となってきたことなどが挙げられます。一方、労働災害は未だ他産業の10倍を超える極めて高い発生状況にあります。

このような状況のもと、昨年6月に変更された森林・林業基本計画では、再造林の推進や新たな技術の導入の推進、労働災害発生率の半減に向けた労働安全対策の強化(図1)を掲げました。加えて、政府全体として「人への投資」がクローズアップされている状況を踏まえ、今般、基本方針に所要の変更を行うこととしました。

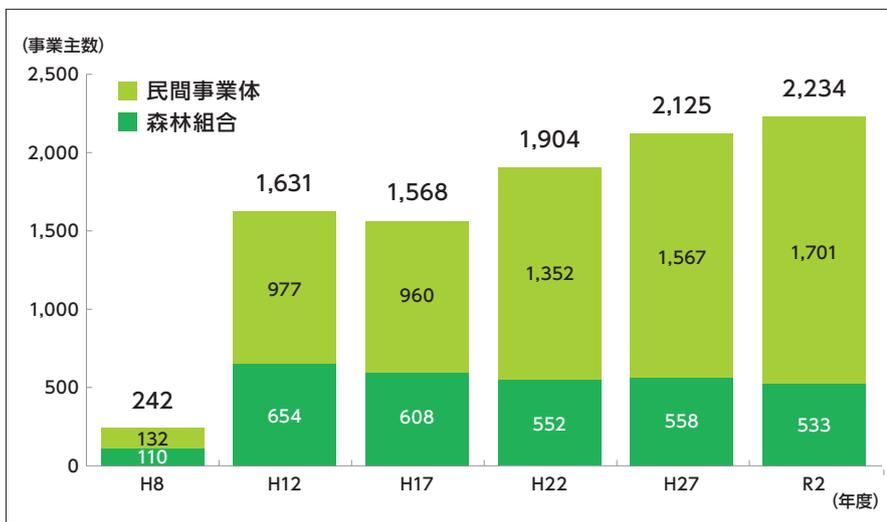
図1 森林・林業基本計画における死傷年千人率の目標



資料：厚生労働省「業種別死傷年千人率」

注) 死傷年千人率とは、労働者1000人あたり1年間に発生する労働災害

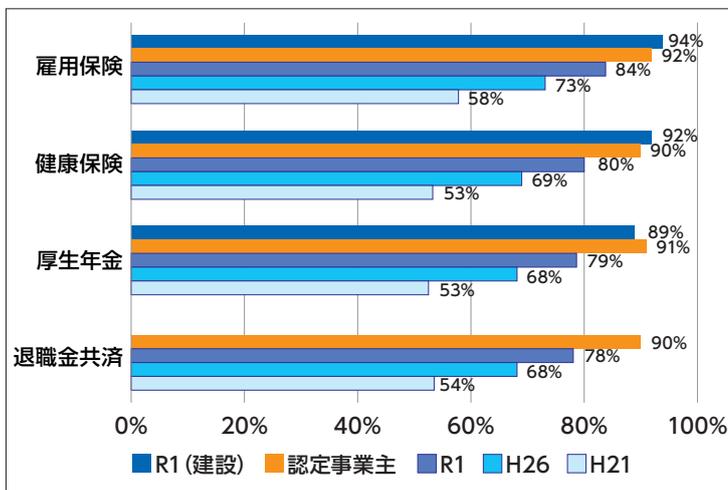
図2 労確法に基づく認定事業主数の推移



資料：林野庁調べ

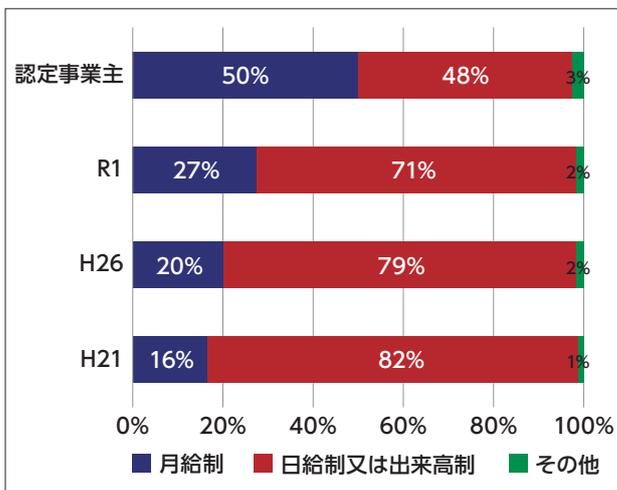
前基本方針に基づく取組等により、林業労働者の雇用管理の改善及び事業の合理化を促進する意欲及び能力を備えた認定事業主(労確法に基づき都道府県の認定を受けた事業主)は、平成22年の1,904者から令和2年には2,234者に増加(図2)しています。また、通年雇用化や月給制の導入(図3)、社会保険等の加入(図4)も拡大するとともに、労働災害も減少傾向で推移し、雇用管理の改善が見られるようになりました。

図4 社会保険等の加入状況



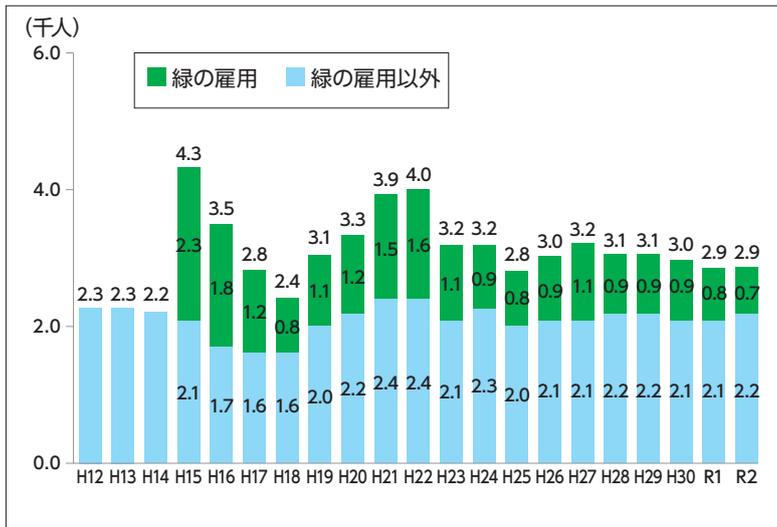
資料：森林組合統計。建設業は「公共事業労務費調査」
認定事業主は林野庁調べ

図3 月給制の割合の推移



資料：H21,H26,R1 の値は「森林組合統計」
認定事業主の値は林野庁調べ

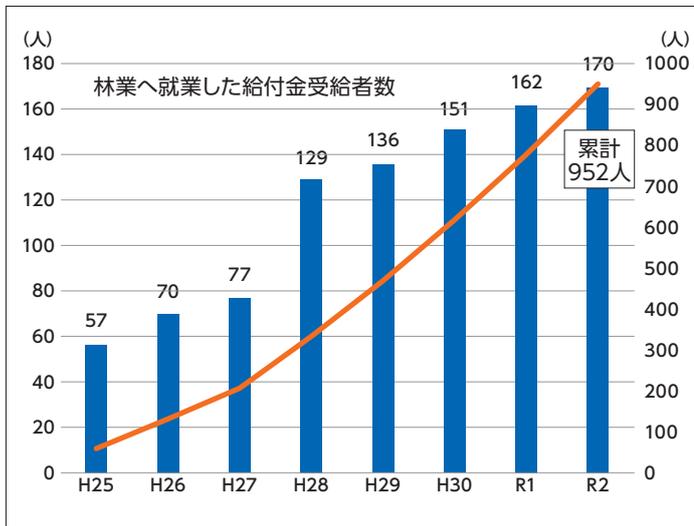
図5 林業の新規就業者数の推移



資料：林野庁業務資料

林業労働者の人材の確保・育成に関しては、「緑の雇用」事業による取組により、平成22年度から令和3年度末までに11万人を超える新規就業者に対する研修を実施し（図5）、前基本方針の柱であったキャリア形成については、現場作業の要となる現場責任者等を約5千人育成してきました。また、平成25年度より開始した林業大学校等で学ぶ学生への給付金による支援により、令和2年度までに約1千人を林業への就業につなげてきました（図6）。さらに、平成24年度より開始した施業集約化を担う森林施業プランナーについては、支援を通じて約2.5千人を育成しています。

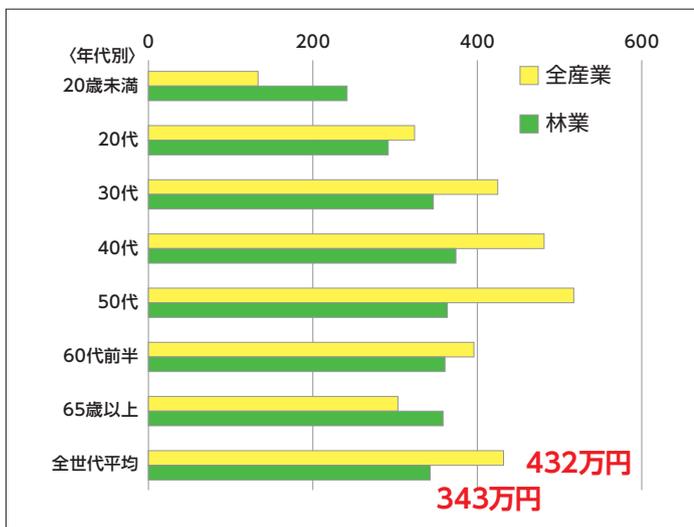
図6 緑の青年就業準備給付金による林業就業支援



資料：林野庁業務資料

これらの取組に加え、路網の整備や高性能林業機械の導入等も進み、木材の国内生産量は、令和2年には平成22年の1.6倍に当たる3,115万m³に増加するとともに、主間伐ともに生産性が向上し、林業労働者の所得も向上してきました。このような成果が見られるものの、林業労働者を雇用する林業経営体は未だ小規模・零細なところも見られる状況にあり、また、林業労働者の所得をはじめとした労働条件や労働安全の確保等といった雇用環境については、未だ他産業に及ばない状況が多く見られています（図7）。林業労働力の確保を図るためには、引き続き雇用環境の改善に努めることが重要な課題となっています。

図7 全産業と林業従事者の年間平均給与



資料：民間給与実態統計調査(H29)、林野庁業務資料

我が国の人工林資源が充実しつつある中で、国産材の安定供給に対する木材産業等の期待の高まりに対して、林業がこれに的確に応えることにより、木材利用による二酸化炭素の排出抑制や炭素貯蔵を促進していくことは、パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成のみならず、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくためにも重要です。本格的な利用期を迎えた人工林資源の循環利用を図るためには、木材生産を担う労働者とともに、特に減少傾向にある再造林・保育を担う労働者の確保が重要な課題となっています。



3 林業労働力の確保の課題

4 基本方針変更のポイント

こうした林業労働力を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、林業労働力の確保の促進に当たって求められる新たな取組等に対応するよう基本方針の見直しを行いました。主な変更のポイントは以下の通りです。

4.1 事業主が行う雇用管理の改善等のための措置に関する事項

(1) 雇用管理の改善を促進するための措置

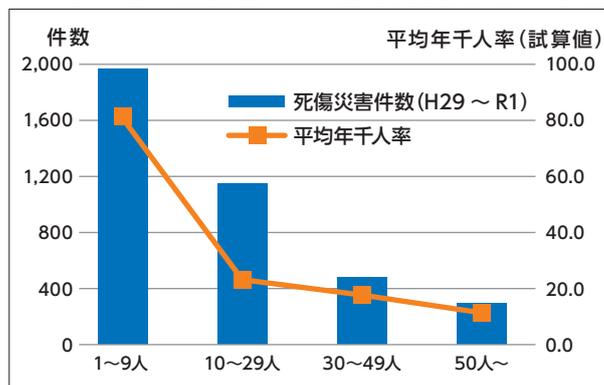
新たな基本方針では、林業労働力の確保に当たって他産業並みの所得の確保や働き方改革などによる労働条件の改善が重要な課題であることを明記するとともに、森林・林業基本計画における労働災害発生率の半減に向けた労働安全対策の強化の方針を踏まえ、新たに「労働安全の確保」の項目を設け、労働安全確保の取組に関する記述を充実しています。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定（平成27年法律第64号）や障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（令和元年6月施行）等による政府を挙げた取組について、新たに項目を設け、事業主による取組を促すこととしています。

ア 労働安全の確保

労働安全衛生関係法令等に基づく遵守事項の徹底に加え、近年の労働災害の発生状況を踏まえた安全作業に資する研修や安全意識の啓発を促進し、労働災害の発生頻度が高い小規模な事業主等の安全対策を強化する（図8）とともに、伐倒技術等の向上につながる技能検定制度の導

図8 経営体の規模別にみた林業死傷災害発生状況



資料：農林水産省「新たな現場の作業安全対策の実現に向けた調査委託事業報告書」（令和2年度）を一部改変
注）平成29年から令和元年に発生した死傷災害3,904件について分析
注）平均年千人率の従事者数は、平成28年経済産業省「経済センサス活動調査」の調査結果を使用

入、労働安全に資する装備・装置等の普及の促進、高性能林業機械の導入等による労働強度の軽減等を図るほか、遠隔操作・自動操作機械の開発、労働災害発生時の通信手段の確保等について新たに記述しています。

イ 女性労働者等の活躍・定着の促進

女性の就業に対する事業主の意識の見直しを促す観点から、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律を踏まえた一般事業主行動計画策定や「えるぼし認定」等の取組を促進することとしています（表1）。

また、就業者と就業に関心を有する者との交流機会の創出、トイレや更衣室の整備、ハラスメント対策の徹底、それぞれが目指すワーク・ライフ・バランスを後押しできるような就業環境の整備を促進することとしています。

表1 女性活躍に向けた経営体の取組状況

| 区分 | 林業 | (参考) 建設業 |
|--------------------------|----|----------|
| くろみん認定 ^{*1} | 0 | 99 |
| えるぼし認定 ^{*2} | 0 | 86 |
| 一般自主行動計画策定 ^{*3} | 17 | 2967 |

資料：厚生労働省ホームページ

- *1：次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けた経営体
- *2：女性活躍推進法に基づき、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業として厚生労働大臣の認定を受けた経営体
- *3：次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備などの対策について計画を策定した経営体

ウ 林業分野における障害者雇用の促進

障害者雇用については、造林作業のほか山林種苗生産などの分野での取組が見られるところであり、事業主による仕事の切り出しの工夫等により障害者雇用の推進を図ることとしています。

エ その他の雇用管理の改善

請負事業が多い林業においては、労働安全衛生関係法令等の遵守に不可欠な経費をはじめとする労務関係諸経費の確保、原材料やエネルギーのコスト上昇分の適切な価格転嫁、適切な工期の設定等を推進することとし、特に、予定価格の適切な設定、施工時期等の平準化、林業労働者への適正な賃金支払い、労働時間の短縮等の労働条件の改善に資する事業の発注を推進することとしています。

(2) 事業の合理化を促進するための措置

他産業より給与が低いといった林業労働者の処遇改善には、事業主の収益の改善が重要であり、基本方針においても事業の合理化の取組を労働力確保に向けた取組の一つとしています。

今回の変更では、生産性の向上の取組として、複数の作業や作業工程に対応できる人材の育成を図ることとして多能工化の推進を掲げています。また、森林・林業基本計画で掲げた、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、基本方針においても項目を設け、「新しい林業」の実現に必要なエリートツリー等の植栽、伐採と造林の一貫作業等の新たな造林技術に関する知識を持つ造林手や、レーザ測量・GNSS等を活用した高度な森林資源情報等の把握・活用、ICTを活用した生産流通管理等の効率化といったスマート林業等の技術の活用に必要な知識や技術、技能を持つデジタル人材の育成の取組を推進することとしています(図9)。

4.2 その他林業労働力の確保の促進に関する重要事項

林業労働力の確保の促進に関するその他の重要事項として、新たな基本方針では、多様な担い手の確保、外国人材の受入れに関して新しく項目を設けています。

(1) 地域課題に対応した多様な担い手の確保

近年、従来の事業主による労働力の確保に加え、製材工場や木材市場等による林業への新規参入や林業事業体で一定の経験を持つ林業労働

図9 ICTハーベスタ



注) バリュバッキング機能付きハーベスタ
(細りの予測から生産価格が高まる径級や長さなどを機械が提案する。)

者による起業のほか、地域の林業経営の担い手の一つとして注目される自伐型林業や特定地域づくり事業協同組合の枠組みを活用した取組、地域間の連携等による林業労働力の確保の動きが見られます。

これらの動きは、再造林の推進等の地域課題への対応、また、林業労働者の裾野の拡大によって、事業量の変動にも対応した林業労働力の確保や地域林業の活性化につながるものであることから、このような多様な担い手の確保に向けた取組を促進することとしています。

(2) 外国人材の適正な受入れ

林業分野における外国人労働者は少ない状況

にあるものの、地域における林業労働力の状況等を踏まえ、一部の地域や経営体からは外国人材の受入れを求める声が高まっています。このため、基本方針において、既に林業の現場で働く技能実習生の雇用環境の改善の徹底を図ることと併せ、国内の人材確保の取組を行った上でなお不足する労働力の確保に向けて、特定技能制度に基づく外国人材の受入れについて検討する旨を記述しています。

なお、外国人材の受入れについては、両審議会及びパブコメでも多くの意見をいただきました。外国人材の受入れの記述を評価する意見のほか、受入れにあたっての安全面での課題や国内における林業労働者の就業環境の改善を優先すべきとの意見等が寄せられました。

5 終わりに

今回の基本方針の変更にあたっては、林政審議会及び労働政策審議会において、各々3回の審議を経て答申をいただきました。また、基本方針の変更案についてはパブリック・コメントを行い、広く一般の方々から多くのご意見をいただいています。今回変更を行った新たな基本方針を踏まえ、林野庁としては、都道府県や林業関係団体等の関係者との連携により林業の現場で働く方々が生きがいを持って働ける、魅力ある職場づくりの推進・各種課題の解決に向けて取り組んでまいります。

林業経営体の皆さまには、今回の新たな基本方針を踏まえた雇用改善の取組や事業の合理化の取組をお願い申し上げます。

TOPICS 1

森林経営管理制度の普及に向けて

— 令和3年度末実績と林野庁の取組 —

森林集積推進室



1. はじめに

「森林経営管理制度」は、森林所有者自らでは森林の経営管理を行うことができない場合に、森林経営管理法に基づき、市町村が当該森林の経営管理の委託を受ける仕組みです。

本制度には、森林所有者、林業経営者、地域全体にとって、それぞれ以下のメリットがあります。

- ・ 森林所有者は、市町村の関与により、安心して長期的に所有森林の経営管理を任せることが出来ます。
- ・ 林業経営者は、経営規模の拡大や雇用の安定を図るとともに、これまで整備できなかった所有者不明森林を整備することが可能となります。

地域全体にとっては、手入れ不足森林の有効活用により、地域経済の活性化や、災害リスクの低減、地域住民の安心・安全につながります。本制度は、平成31年4月に始まり、本年度で4年目となります。本稿では、令和3年度末における市町村の取組実績を説明した上で、林野庁による市町村支援の取組をご紹介します。

2. 森林経営管理制度の仕組み

森林経営管理制度では、まず、市町村が、経営管理が行われていないと見られる森林を対象に、森林所有者の意向を確認する調査(意向調査)を実施します。

意向調査の結果、森林所有者から「市町村への委託希望」の回答があった場合、市町村は「経営管理権集積計画(集積計画)」を定めて、森林所有者から森林の経営管理の委託を受けます。

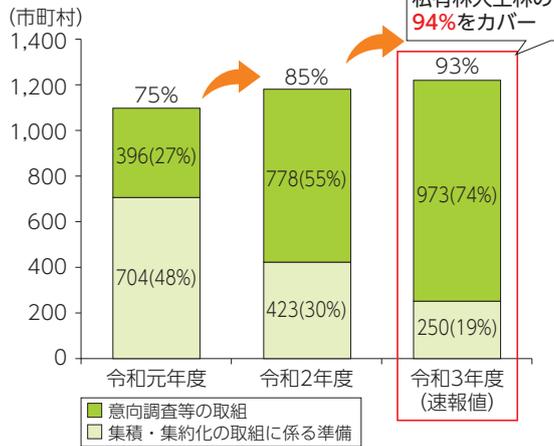
集積計画策定森林のうち、林業経営に適した森林は、市町村が「経営管理実施権配分計画(配分計画)」を定めて、林業経営者に経営管理を再委託します。他方、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら経営管理を行います。

なお、「所有者不明森林等の特別措置」により、所有者の一部又は全部が不明な森林であっても、一定の手続きにより、市町村が当該森林の経営管理を受託することが出来ます。

3. 市町村における取組実績

令和3年度末までに、私有林人工林があり、制度の活用が必要な市町村

図1 森林の経営管理の集積・集約化に係る取組状況(市町村数)



の約9割(1,223市町村)で、意向調査の準備を含む森林経営管理制度に係る取組が実施されています。これらの市町村は、全国の私有林人工林面積の94%をカバーしています。また、対象市町村の約7割(973市町村)で、意向調査が実施されています(図1)。取組段階別にみると、意向調査は、令和3年度に約19万ha実施され、制度開始から3年間の実施面積は約60万haとなりました。回答率は約5割、市町村への委託希望は、回答者の約4割となっています(図2、3)。

集積計画は、262市町村の9,154haで策定されました。このうち1

図3 回答があった面積の内訳(累計)

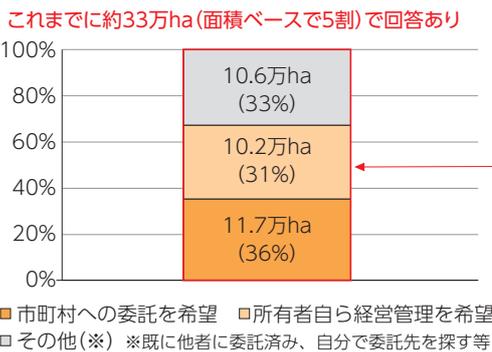
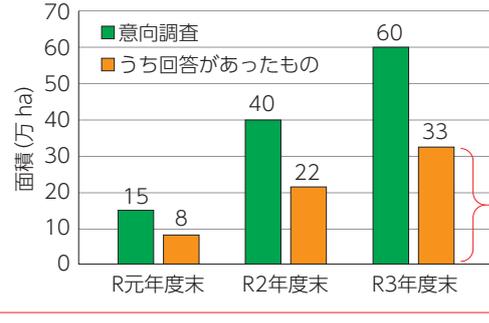


図2 意向調査の実施面積と回答面積(累計)

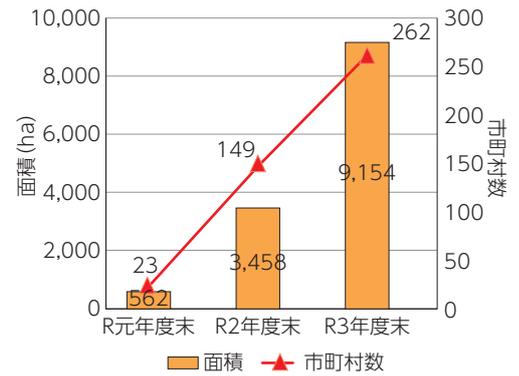


58市町村の2,418haで市町村自らによる森林整備が実施されました(図4)。

配分計画は、47市町村の1,105haで策定されました。このうち14市町村の122haで林業経営者による森林整備が実施されました(図5)。

令和3年度末における集積計画と配分計画の策定面積は、いずれも前年度

【図4】集積計画の策定状況(累計)



【図5】配分計画の策定状況(累計)



から約3倍に増加しました。「所有者不明森林等の特例」については、令和3年度に、鳥取県若桜町が全国で初めて特例を活用して集積計画を策定しました。現在、京都府綾部市が特例活用に向けた手続きを進めています。

4. 林野庁による市町村支援の取組

実際に森林経営管理制度を運用する

のは市町村ですが、市町村の森林・林業担当職員は必ずしも十分ではありません。このため、林野庁では、制度開始と同時に、「森林集積推進室」を設置して、市町村の取組を支援しています。具体的な支援内容は、以下の通りです。

(1) 人材育成

① 説明会・研修会への講師派遣
都道府県が主催する市町村職員向けの説明会や研修会等に、講師として職員を派遣しています。これまで3年間で、190回の説明会・研修会に職員を派遣しました。今年度は、9月末までに43回の説明会や研修会に職員を派遣しています。

(2) 「森林経営管理リーダー育成研修」の開催

市町村への技術的助言・指導を行うことのできる技術者（森林経営管理リーダー（通称））を養成するため、都道府県の地方機関や市町村支援組織の職員を対象とする「森林経営管理リーダー育成研修」を開催しています。これまで3年間に、22カ所で開催して、計451名が参加しました。今年度は、全国8カ所で開催しています。

(2) 情報提供

① 森林経営管理制度に係る取組事例集の作成

令和2年度から、全国の市町村による先進的な取組を整理した「森林経営管理制度に係る取組事例集」を作成し

ています。令和2年度と3年度は、それぞれ全国12の地域を対象に、森林経営管理制度の取組を進める上でのポイント等を整理しました。今年度は、令和2年度事例集の12市町を対象に、フォローアップを進めています。

(2) 特例措置ガイドラインの作成

本年4月に、「所有者不明森林等の特例措置活用のための留意事項（ガイドライン）」を作成・公表しました。本ガイドラインは、「所有者不明森林等の特例措置」の活用を進めるため、活用にあたっての留意点を整理したものです。今後、法律の専門家等から助言を頂きながら、内容の充実を図ってまいります。

(3) 情報誌「シユセキ」の配信

今年度から、毎月一回、情報誌「シユセキ！」を発行して、都道府県と市町村の皆様へ、森林経営管理制度と森林環境譲与税に関する最新情報をお届けしています。バックナンバーは林野庁のウェブサイトに掲載しています。

(3) 体制整備

① 地域林政アドバイザーの活用促進

「地域林政アドバイザー」は、市町村・都道府県が、森林や林業の専門知識を持つ技術者を雇用する仕組みで、総務省から一定額が特別交付税措置されます。林野庁では、同アドバイザーの活用を希望する市町村に、全国の技術者情報を提供しています。本年9月には、

同アドバイザーの現状に関するアンケート調査を実施しました。

② 森林環境譲与税の活用促進

森林環境譲与税は、森林経営管理制度の取組を進める際にも活用することが可能です。本年4月から、情報誌「林野」に、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の取組事例を連載しておりますので、併せてご覧ください。

各取組の詳細につきましては、林野庁ウェブサイトをご覧ください。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keikanri/sinrikeikanriseido.html>



5. 都道府県による市町村支援の取組

林野庁による取組に加えて、各都道府県も、都道府県に譲与される森林環境譲与税を活用して、市町村の支援に取り組んでいます。具体的には、県レベルの事業支援団体の運営、アドバイザーの派遣、市町村職員向けの研修開催、森林情報の高度化等事業支援システムの整備などに取り組んでいただいています。

6. おわりに

森林経営管理制度では、森林所有者から市町村に対して、経営管理の委託を申し出ること可能です。所有森林の経営管理でお困りの方は、まずは、森林が所在する市町村にご相談ください。

第5回 APEC 林業担当大臣会合



8月24日に、タイ北部の都市チェンマイで開催された第5回APEC林業担当大臣会合に、林野庁の森次長が出席しました。その会合の概要を報告します。

1 APEC林業担当大臣会合

APECは、アジア太平洋地域の21の国と地域(エコノミー)が参加する経済協力の枠組みです。「APEC林業担当大臣会合」は、アジア・太平洋地域の持続可能な森林経営の達成に向けて、森林・林業政策について情報共有や意見交換を行う目的で開催される閣僚級会合です。会合で発出される閣僚声明は、APECにおける取組を世界にアピールするとともに、その後の専門家会合の指針となります。

2 議題と我が国の取組

第5回APEC林業担当大臣会合は、「あらゆる面でのバランス・森林資源の管理と合法的に収穫された林産物の取引を通じた持続可能性」を全体テーマとして、次の2つのセッションが開催されました。

セッション1

林産物の管理を通じた持続可能性

セッション2

合法的に収穫された林産物の取引

会合は主催者であるタイ天然資源・環境大臣の挨拶から始まり、ゲストとして招かれた国際機関による基調講演が行われたのち、各地域の参加者からそれぞれスピーチが行われました。我が国は、主催国であるタイの指名により、セッション1の最初にスピーチを行いました。

林野庁の森次長のスピーチでは、まず地域の平和と安定の重要性について強調した後、持続可能な森林経営の重要性や、持続可能な木材の利用の促進に向けた国内の取組や関連する国際協力、再生可能な資源である木材の循環的な利用は脱炭素社会の実現に貢献することなどについて訴えました。



森次長スピーチの様子

3 会合の概要

(1) 森林被覆目標の達成

会合では、2007年のシドニーAPEC首脳宣言で定められた、森林被覆目標の達成が報告されました。APEC地域の森林被覆が2007年から2020年の間に2,790万ヘクタール増加し、2020年までに2,000万ヘクタール増加という当初の目標を超えた成果が得られました。

(2) 各種課題への取組

会合の中で以下の課題が取り上げられました。

- 持続可能な森林経営、森林保全及び森林再生に関連するAPECの既存のコミットメントの実施を



会合の様子

再確認する。

● 森林被覆の維持、森林損失の抑止と好転、森林の回復と持続可能な管理・経営、都市部及び郊外における森林や緑地の増加、女性や子供など社会的に弱い立場の人々の生活向上に向けた努力を強化する。

● 効果的な政策の実施、情報や優良事例の共有などにより、違法伐採対策のための協力関係を強化する。

● 合法的な木材取引を促進し、持続可能な森林経営から生産された木材・木材製品の利用を促進するため、国際機関や民間セクターを含む関係者との協力を強化する。

● 持続可能な森林経営と合法的な木材の取引について、科学的知識の交流を促進し強化する。

● COVID-19後の経済回復に、森林と持続可能な森林経営を含める。

● 国際的な森林に関連する協定や宣言、関連する条約に貢献する。

● 気候変動への効果的な対処、気候変動の緩和、適応、回復を支援する。

● 議長国タイの提唱する経済モデルなど、より全体的で相乗効果のあるアプローチを、森林分野、特に持続可能な森林経営に適用する。

4 現地視察

会合終了後は現地視察が行われ、高

級材であるチークの人工林育成の現場や、王立植物園などを訪問しました。タイ王室森林局職員から林業施策や現地の管理者の説明を聞きながら、様々なバックグラウンドを持つ他の参加者と意見交換を行いました。

5 会合の成果

今回の会合の成果物は、従来の閣僚声明ではなく議長声明の発出となりました。APECは、アジアやオセアニアのほか、ロシア、カナダ、米国や中南米の国まで幅広く参加していることに特徴があります。今回の会合では、国際情勢の緊迫化が影響したためか、参加者間での意見対立が顕在化



チーク材土場

し、そのために閣僚声明に向けた調整が難航して、最終的には合意に至りませんでした。

閣僚声明という形にはなりませんでしたが、議長声明では、持続可能な森林経営に加えて、我が国が主張した「持続可能な木材利用」が言及されました。この成果を今後の専門家会合の議論で発展させられるよう、今後もしっかり組んでまいります。

来年は日本がG7サミットの議長国を務める予定となっています。今回の会合と同様に、G7で開催される森林・林業関係の会合においても、森林の重要性や、木材の持続可能な生産と利用を通じた脱炭素社会への貢献について主張してまいります。



タイとのバイ会談

APECとは (Asia Pacific Economic Cooperation)

アジア太平洋地域の次の21エコノミーが参加する経済協力の枠組みです。

豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、台湾、タイ、米国、ベトナム

アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化・円滑化や地域経済統合の推進、経済・技術協力等の活動を実施しています。

APECの取組は、自主的、非拘束的、かつコンセンサスに基づく協力が特徴となっています。



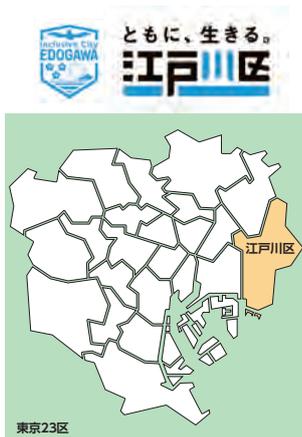
森林環境譲与税を活用した取組

地球を潤す森林環境保全へのプロセス

Vol. 8

東京都江戸川区

小中学校の木質化による木に親しむ機会の創出



1 江戸川区の概要

江戸川区は、東京都の東部に位置し、人口約69万人、面積は4,909haの自治体です。

区域内に森林はありませんが、本区では、昭和45年より「ゆたかな心地にみどり」を合言葉に区内の緑化運動を進め、令和3年には区民一人あたりの樹木数が10本を超え690万本となりました。さらに公園面積も特別区の中でトップの366haであり、区内で最も緑化が進んでいる区のひとつです。

2 森林環境譲与税を活用した取組

(1) 活用方針

本区では、老朽化が進んでいる区立小中学校の改築を順次実施しています。その中で、令和2年に策定した「江戸川区公共建築物等における木材利用推進方針」等に基づき、改築校の内装の木質化を積極的に進めています。木質化にあたっては国産材を優先的に使用し、特に友好都市、交流都市及び東京都産材の利用に努めています。これまでに、山形県鶴岡市産材、長野県安曇野市産材、茨城県城里町産材、「東京の木」である多摩産材の利用実績があり、これらの地域の森林整備の促進にも寄与しています。なお、事業の推進にあたっては森林環境譲与税（令和3年度譲与額：56,172千円）を活用しています。

(2) 活用事例

本区において、これまでに森林環境譲与税を活用して整備した小中学校4校について紹介します。

改築校の概要

| 学校名 | 瑞江第三中学校 | 小岩小学校 | 小岩第二中学校 | 小松川中学校 |
|---------|---------|--------|---------|---------|
| 学校名 | 瑞江第三中学校 | 小岩小学校 | 小岩第二中学校 | 小松川中学校 |
| 校舎竣工 | 令和3年3月 | 令和4年3月 | 令和4年3月 | 令和4年8月 |
| 敷地面積 | 12,328㎡ | 9,956㎡ | 12,618㎡ | 12,364㎡ |
| 延床面積 | 9,345㎡ | 8,586㎡ | 9,473㎡ | 11,137㎡ |
| 木材使用量 | 154㎡ | 83㎡ | 77㎡ | 135㎡ |
| (うち国産材) | 81㎡ | 67㎡ | 23㎡ | 10㎡ |



瑞江三中・学校図書館

① 瑞江第三中学校
 (令和2年度事業、森林環境譲与税充当額：55,290千円)
 瑞江第三中学校では、木材をふんだんに使って、学校図書館の内装を木質化しました。天井には多摩産材、壁には鶴岡市産材、オープンスペースの一部には安曇野市産材を使用するなど、様々な地域産材の調達を行いました。その他、昇降口の天井材等に国産材を使用しました。
 木材を使用した空間は明るく温かみがあり、学校図書館の部屋全体に木材を使用することで、自然と生徒たちが学校図書館に集まり、読書の興味が醸成されています。

②小岩小学校

(令和3年度事業、森林環境譲与
税充当額：29,172千円)

小岩小学校では、児童が木の温もりを感じながら学校生活を送れるよう、鶴岡市産材を使用して、校舎の顔となる大階段「こいわステップ」を整備しました。また、学校図書館では、壁や天井だけでなく、書架にも国産材を使い、児童がリラククスして読書ができる空間をつくりました。その他、昇降口の天井材やオープンスペース等に国産材を使用しました。



小岩小・大階段(こいわステップ)

③小岩第二中学校

(令和3年度事業、森林環境譲与
税充当額：12,000千円)

小岩第二中学校では、生徒が木に包まれた環境で学ぶことができるよう、多摩産材を使用して、校舎中心にある多目的スペースを整備しました。また、学校図書館や近くの学習スペースには、国産材のほか、改築時に伐根した既存樹を加工して家具の一部として利用するなど、SDGsへの取組を行っています。その他、昇降口の壁材等々に国産材を使用しました。



小岩二中・オープンスペース

④小松川中学校

(令和3年度事業、森林環境譲与
税充当額：15,000千円)

小松川中学校では、多摩産材を使用して生徒が集中して勉強できる個別学習スペースを整備しました。また、各オープンスペースにも多摩産材を使用し、落ち着いた生活空間をつくりました。その他、昇降口、学校図書館等に国産材を使用しました。

木質化された個別学習スペースでは、木材のリラククス効果により集中力が高まり、教育環境の向上が期待されます。



小松川中・個別学習スペース



小松川中・オープンスペース



小松川中・学校図書館

(3)課題

今後、国産材の活用をさらに進める上での課題としては、ウッドショックによる木材価格の上昇や、それに伴う国産材の需要増により、地域産材の確保が困難な場合があるという点が挙げられます。このため、緻密な積算や適切な工事スケジュールの作成により、工事に使用する木材を事前に確保する、場合によっては積算や工事スケジュールに柔軟性を持たせるなどの対策を検討しています。



3 最後に

本区では、今後も、学校改築を進めていく中で、森林環境譲与税を活用して、内装の木質化を推進していく方針ですがこのような木材利用の取組を通じて、地球温暖化の防止や低炭素社会の実現、循環型社会の形成に貢献できればと思っています。

本事業が進められるのは、全国の林業従事者をはじめ、森林環境の保全に携わる関係各位のご尽力あつたことであり、この場を借りて感謝をお伝えするとともに、本事業へ更なるご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



海外・現場最前線からのお便り

海外で活躍する林野庁職員の近況をシリーズで報告します

国際機関ではたらく



国連食糧農業機関での業務



国連食糧農業機関(FAO)
本部(イタリア・ローマ)
資源動員及び民間セクター
パートナーシップ部、準専門家
田中 ゆり子

国連食糧農業機関(FAO)は世界の農林水産業の発展と農村開発に取り組む国際連合の専門機関です(写真1)。その活動は各国等からの拠出金により支えられ、現在予算のおよそ7割が任意拠出金、3割が加盟国に義務づけられる分担金により構成されています。

私の所属する部署は任意拠出金の調達を調整する役割を担っています。日本からFAOへの主な任意拠出には、林野庁をはじめ農林水産省からの拠出金事業のほか、外務省拠出金による事業、独立行政法人国際協力機構(JICA)との連携事業があります。私は現在、これら任意拠出に関するドナー窓口の担当として、日本政府からの拠出金の受け取りにかかる合意文書をはじめとする各種調整及び関係するFAO内の各プロジェクトチームのサポートなどを担当しています。

任意拠出金のドナー窓口は業務の性格上、多岐にわたるFAO内部の



写真1 加盟国の国旗が並ぶFAO本部外観

規則、また関係するFAO内の法務や財務、人事など各部署の主要な点を把握している必要がありますが、他方で部署内ではスタッフの入れ替わりが比較的頻繁に行われ、知識やノウハウの共有、伝達が難しい場合もあります。そこで私は、皆がスムーズに働けるよう、内部ガイダンスの改訂作業も進めています。

国際機関での勤務を通じた印象として、コミュニケーションの取り方や同僚との共通認識の幅が日本や日



写真3 世界森林週間のイベント



写真2 森林由来の食品の展示



写真4 コルクガシ (写真はモンテ・カティッロ 自然保護区)



写真5 オリーブ畑

本語で働いていたときとは異なると感じるときがあります。2020年末の着任後しばらくは、新型コロナウイルス対策のため国内の移動やオフィスへの出勤の制限が続く、部署内でも直接顔を合わせたことのない同僚もいるなど、勝手がつかめず戸惑うこともありました。オフィスに人が戻りつつある現在、直接話せることの有難さを実感しています。

2 FAOでの林業関係の会合

FAOでの森林・林業に関する最近の大きな話題として、本年10月3日から7日にかけて、第26回FAO林業委員会(COFFO26)が会場とオンラインのハイブリッド形式にて開催されました。2年に一度開催される、COFFOの1週間の会合は、出席者による対話の場を提供するとともにFAOの林業分野における将来の活動の戦略的方向性を検討します。本会合の最終日にはCOFFO26のレポートが採択されました。日本からは林野庁の代表団が参加し、木材の持続可能な生産と利用、「伐つて、使って、植えて、育てる」循環サイクルの重要性について発信するなど、委員会での議論に貢献していました。

併せて開催された第8回世界森林週間(9月29日〜10月7日)では多くのイベントが行われ、FAO本部のホールでは森林由来の食品などが展示(写真2)されました。そのうちの一つ、「森林経営における生物多様性の主流化」(写真3)では、生物多様性の保全を森林経営へ組み入れることに関する、これまでの調

査研究の成果や事例が発表されました。事例の中で、日本からはイヌワシの生息環境改善に着目した赤谷プロジェクトの取組が紹介されました。

3 やさしい

日頃の仕事はデスクワークですが、週末にはリフレッシュと健康維持、当地の観察を兼ね、ローマ近郊の山など、なるべく郊外へ足を向けるよう心掛けています(写真4、5)。

FAOウェブサイト

<https://www.fao.org/home/en>



FAO 駐日連絡事務所
ウェブサイト

<https://www.fao.org/japan/jp/>

流木災害の対策としての 独立基礎型流木捕捉工

中部森林管理局

📖 管内概要 中部森林管理局

中部森林管理局は、富山県、長野県、岐阜県、愛知県
の4県内の国有林を管轄しています。

管内の国有林は、ほぼ本州中央部の山岳地帯に
位置し、標高差が大きく、地形も複雑なことから自然
的条件は変化に富み、垂直的にはカシ・シイなどの
常緑広葉樹からなる低山帯、ブナなど落葉広葉樹
を主体とする山地帯、トウヒ・シラベ・ダケカンバ主体
の亜高山帯、ハイマツ主体の高山帯まで多様な森林
を有しています。

所在地 長野県長野市大字栗田715番地5

区域面積 3,360,336ha

うち森林面積 2,433,761ha

国有林野面積 654,816ha
(森林面積に占める
国有林野面積の割合27%)

関係県 富山県、長野県、岐阜県、愛知県



写真1 流木捕捉式治山ダムの設置

◆はじめに
林野庁では、平成29年7月九州北部
豪雨による甚大な流木災害等の発生を
受け、「流木災害等に対する治山対策
検討チーム」を設置し、学識経験者等
から意見を伺い、事前防災・減災に向け
た効果的な治山対策の在り方について
検討し、その結果を取りまとめました。
また、直近では、令和2年7月豪雨等
も踏まえ、同じく学識経験者等から構
成される「豪雨災害に関する今後の治
山対策の在り方検討会」を立ち上げ、
令和3年3月に検討結果を取りまとめ
ており、現在、これらを踏まえた治山対
策が実行に移されているところです。
このような中、各森林管理局では「防
災・減災、国土強靱化のための5か年
加速化対策」等により対策を進めてお
り、中部森林管理局では、流木対策と
してこれまで、流木捕捉式治山ダムの
設置（写真1）や流木化する危険性の

高い流路部の立木の伐採等に取り組んできました。さらなる流木対策の取組について、紹介します。



写真2～3 「独立基礎型流木捕捉工」の試験施工



◆「独立基礎型流木捕捉工」の開発

中部森林管理局では、流木災害の発生を防止・軽減するため、新たに流木の捕捉することに特化した独立基礎型流木捕捉工を開発しました。これにより、下流の保全対象への流木被害の防止のほか、溪畔林の保護による生物多様性の保全が期待できます。これまでに、富山県、長野県及び岐阜県内の国有林4カ所で試験施工(写真2、3)を行ってきました。また、技術的な知見を取りまとめた「設計・施工」及び「調査・計画」のガイドラインを策定し、局のウェブサイトに掲載するなど技術や効果の発信に取り組んでいます。
<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/chisan/guideline.html>

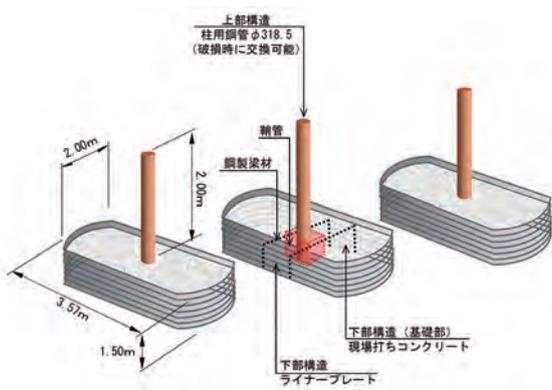


図1 独立基礎型流木捕捉工の構造

◆「独立基礎型流木捕捉工」の特徴

補足工は、主に流木を捕捉する鋼管による「上部構造」、コンクリートとライナープレートからなる独立した基礎である「下部構造」から構成されています(図1)。

- 主な特徴は、
- 地形条件に併せた自在な配置が可能なこと
- 上部の鋼管は、腐食等劣化の際に交換が可能なこと

◆本年8月の降雨時における捕捉状況

富山県魚津市片貝^{かたがい}国有林では、本年8月20日の降雨により流木が発生しましたが、試験施工した捕捉工が流木を捕捉しました(写真4～6)。

流木は溪床内にあつた枯損木等であり、体積は70～80m³と推測され一定の効果を発揮したものと考えられます。



写真4～6 富山県魚津市における流木の捕捉

一方、捕捉による通水面の閉塞により、上流からの水が渓流の両側に廻り、溪岸の一部に侵食が確認されました。今後、護岸工等による侵食対策について検討してまいります。

◆今後の取組

令和4年度は、試験施工した施設の機能維持とともに、流木捕捉効果等のモニタリング調査を行い、計画・設計・施工の改善について検討を行う予定です。また、岐阜県高山市・飛騨市の高原川流域では流木潜在量の調査を行い、流木対策計画を策定する予定です。

中部森林管理局では、令和3年3月に「豪雨災害に関する今後の治山対策の在り方検討会」が取りまとめた報告書や、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を進める「流域治水」の考え方も踏まえ、流域全体における流木対策の取組を進めてまいります。



林業・木材産業関連事業者の皆様へ マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードは、次のような便利な機能があり、林業・木材産業関連事業者の皆様にとってもメリットがあるものです！
現在マイナポイント第2弾が実施されており、最大2万円分のポイントがもらえます。是非マイナンバーカードを取得して、お申し込みください。

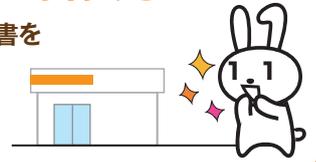
健康保険証として使える！※1

カードを保険証として利用する方は、
通常の保険証の場合よりも
初診料等の負担が
小さくなります。



コンビニで各種証明書が取得できる！※2※3

住民票の写しなどの各種証明書を
窓口よりも安く取得できる
市区町村が増えています。



新型コロナワクチン接種証明書が スマートフォンアプリで発行できる！

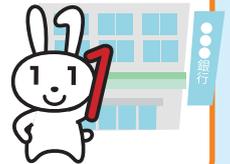
国内用と海外用の接種証明書を
スマートフォンアプリで取得し、
いつでも表示できます。

※アプリに対応しているスマートフォンが必要です
※海外用の接種証明書の取得のためには有効なパスポートが必要です



給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、
年金や児童手当などを申請するときに、
口座情報の記入や通帳の写しなどを
提出する必要がなくなります。



オンラインで 行政手続きができる！※2※4

確定申告 (e-Tax) をはじめ、
子育てなどに関する手続きも
オンラインで便利に申請ができます。



本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が
同時に必要な場面も、これ1枚でOK！
ライブ会場の入場や会員登録など
幅広く使えます！



便利な「マイナポータル」が 使える！※2※4

ご自身情報の確認やの
オンライン申請ができる
「マイナポータル」が使えます。



民間のサービスにも拡大中！※4

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、
オンラインでの住宅ローン契約や
証券口座開設などのときに使えて、
書類郵送などの手間がかかりません。



※1 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※2 市区町村によってサービスが異なります ※3 毎日6:30から23:00まで利用できます (市町村により異なる場合があります)
※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント
第2弾
実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると

最大 **20,000円分** のポイントがもらえる！

カード取得は、
お早めに！



1

マイナンバーカードの新規取得等*で
最大 **5,000円分** の
ポイントがもらえる！

+

2

健康保険証としての利用申込みで
7,500円分
ポイントがもらえる！

+

3

公金受取口座の登録完了で
7,500円分
ポイントがもらえる！

* カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイ ナンバ ー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分
土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
0120-0178-27

お問い合わせ

みどりの女神が行く!

愛媛県の久万高原祭り

愛媛県の久万高原町にて行われた、第50回久万林業祭りに出席しました。ツリークライミングや木を使ったスポーツ「モルック」の体験、地元の野菜の直売やグルメ出店など、新しい森林や林業の魅力を知ることができ、幅広い世代が木に親しめる内容でした。

このお祭りは3年ぶりの開催です。開催前日に私は関係者の皆様とともに愛媛県のテレビ局や新聞社様を回り、久万林業祭りの開催を広く呼びかけました。それに加えてお祭り1日目の朝には、テレビの生放送で食レポにも挑戦！女優やモデルを経験してきた私ですが、実はカメラを前にした食レポの経験はなく、密かに慣れていました。みどりの女神になったことで夢が一つ叶い、とても嬉しかったです。



ミス日本みどりの女神

なりた あずみ
成田 愛純

会場は朝から多くの地元の方々で賑わい、屋台には地元の食材や、地元の学生さんが作ったキノコやお野菜がキラキラと輝きながら並んでおりました。



▲ テレビの生放送に出演しました!

朝の生出演を終えた私は、今度は皆様の前でチェンソーの実演披露です。チェンソーを動かすのは安全講習を受けて以来だったため、とても緊張しましたが、やり始めると感覚が戻りスルスルと刃が木に入っていく感触を楽しむことができました。さらにベテランガイドの下で、

スイングヤーダとフォワードの操縦をさせていただき、貴重な経験となりました。若い女性でも機械を使って林業ができるということ、多くの方々に分かっていただけたと思います。

お祭り会場には小さな子どもたちでも楽しめるよう、木の球プールや木でできたおもちゃが沢山置いてありました。子どもたちが遊びの中で木に触れることの大切さや楽しさを学ぶことで、木への親しみがどんどん広がっていきます。子どもたちはきつと森林の素晴らしさを理解できる大人になってくれると思います。

長野県の赤沢森林浴大会

別の日には、長野県にある上松町主催の森林浴イベント、第64回赤沢森林浴大会「秋の部」に参加しました！森林浴の発祥の地といわれている赤沢自然休養林を舞台に、大人から子どもまで森林浴を楽しむイベントです!

赤沢自然休養林には7つのコースがあります。今回はガイドの解説の下で、学術研究コースを散策しました!なんとこの「学術研究コース」のある場所は、今回のようなイベントでしか散策できないエリアだそうです。

です。木曾ヒノキの遺伝子保護などを目的に管理されている特別なエリアだそう、通常のコースとは一味違う巨木の景観を学習しながら楽しみました!ガイドさんや地元の方々から木や葉の豆知識を教えてくださいながら、とても楽しく歩くことができました。

「森林の中に身を置くこと」でストレス解消になりますし、新しい発見にも出会えます。森の中へ入るたびに、人と森の間には目には見えないう、何か深い繋がりがあっていなかいかと感じます。これからもその繋がりを感じながら、森からの贈り物を大切にしていきたいと思っています。



▲ 赤沢自然休養林にて



私たちで
やろう！

森林は、私たちにとって
かけがえのない財産です。

健全な森林育成のため、
積極的に間伐を進めていきましょう。

さあ、 間伐だ！



間伐推進
強化期間

(10月1日～11月30日)

協力/間伐・間伐材利用推進ネットワーク
制作/一般社団法人全国林業改良普及協会

間伐への支援制度があります。詳しくは、都道府県、市町村、林業事業者、森林組合などにお尋ねください。

林野庁の森林整備に関するサイト ▶



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



本誌に使われている紙は、日本の森林を育てるために間伐材を積極的に使用しています。

「林野」は林野庁 HP でもご覧になれます。詳しくは

情報誌 林野

検索

